西脇市工場立地法第４条の２第２項の規定による準則を定める条例
既存工場計算式解説

○区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合

区域の区分	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
第１種区域	工業地域及び工業専用地域の区域	５％以上	10％以上
第２種区域	準工業地域の区域	10％以上	15％以上
第３種区域	市街化調整区域	10％以上	15％以上
第４種区域	都市計画区域外（白地）	10％以上	15％以上

（経過措置）

２　昭和49年６月28日までに設置されている工場若しくは事業場又は設置のための工事が開始されていた工場若しくは事業場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（減少を除く。以下同じ。）が行われるときの第３条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表（附則第２項関係）

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第１種区域	$G \geqq \sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.05-(G_0/S))$ ただし、$\sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.05-(G_0/S)) > 0.05S-G_1 > 0$のときは$G \geqq 0.05S-G_1$とし、$0.05S-G_1 \leqq 0$のときは$G \geqq 0$とする。	$E \geqq \sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.1-(E_0/S))$ ただし、$\sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.1-(E_0/S)) > 0.1S-E_1 > 0$のときは$E \geqq 0.1S-E_1$とし、$0.1S-E_1 \leqq 0$のときは$E \geqq 0$とする。
第２種区域、第３種区域及び第４種区域	$G \geqq \sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.1-(G_0/S))$ ただし、$\sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.1-(G_0/S)) > 0.1S-G_1 > 0$のときは$G \geqq 0.1S-G_1$とし、$0.1S-G_1 \leqq 0$のときは$G \geqq 0$とする。	$E \geqq \sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.15-(E_0/S))$ ただし、$\sum_{J=1}^{n} (P_J/\gamma_j)(0.15-(E_0/S)) > 0.15S-E_1 > 0$のときは$E \geqq 0.15S-E_1$とし、$0.15S-E_1 \leqq 0$のときは$E \geqq 0$とする。

備考　表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

西脇市工場立地法第４条の２第２項の規定による準則を定める条例
既存工場計算式解説

P	当該変更に係る生産施設の面積
γ	当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第１号。以下「法準則」という。）別表第１の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
G_0	当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年６月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
S	当該既存工場等の敷地面積
G_1	当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
E	当該変更に伴い設置する環境施設の面積
E_0	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年６月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
E_1	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計
n	当該既存工場等が属する業種の個数
P_j	当該変更に係る生産施設の面積で、既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種に属するもの
γ_j	既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種についての同表の下欄に掲げる割合

＜解説＞

昭和49年の工場立地法改正により、新たに緑地や環境施設の規制が加えられ、同法改正前から立地する工場（昭和49年６月28日までに設置されている工場（既存工場））の多くが、緑地及び環境施設の基準を満たすことができませんでした。

そのため、既存工場については、これらの基準値を満たすために、新たに生産施設を増設する際、増設する生産施設の規模に応じて緑地や環境施設を設置することを求めています。

この計算式は、増設する生産施設の面積（Ｐ）に応じ、増設に応じて設置する緑地面積（Ｇ）や環境施設面積（Ｅ）が、増設に応じて設置すべき面積を満たしているか、確認するための式となっています。

西脇市工場立地法第４条の２第２項の規定による準則を定める条例
既存工場計算式解説

P_J/γ_jの意味

…「新たに設置する生産施設面積」（Ｐ）を「生産施設面積率」（γ）で割ることにより、「新たに設置する生産施設が使用するとみなされる敷地面積」を算出しています。

G_0の意味

…「法規制前に設置されていた緑地」と「法規制後に法が求める以上に設置した緑地」の合計（法の規制以上に設置している緑地面積）です。なお、今回撤去する緑地がある場合はその面積をマイナスします。

G_0/Sの意味

…「法の規制以上に設置している緑地面積」の敷地面積に対する割合を示しています。

$0.05-G_0/S$の意味

…法が求める以上に設置している緑地面積があるので、その率（G_0/S）を新設工場の緑地面積率である５％からマイナスして、今回設置を義務付ける緑地面積率を算出しています。

$P_J/\gamma_j(0.05-(G_0/S))$の意味

…「新たに設置する生産施設が使用しているとみなされる敷地面積」に「今回設置を義務付ける緑地面積率」を掛けて、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」を算出しています。

$0.05S-G_1>0$の意味

…前回の届出までに設置されている緑地（G_1）が５％以下ということを示しています。

$P_J/\gamma_j(0.05-(G_0/S))>0.05S-G_1$の意味

…式を変形すると$P_J/\gamma_j(0.05-(G_0/S))+G_1>0.05S$となります。
したがって、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」（$P_J/\gamma_j(0.05-(G_0/S))$）と「前回の届出までに設置している緑地」（$G_1$）を合計した緑地が、敷地面積の５％を超えることを示しています。

$G\geqq 0.05S-G_1$の意味

…式を変形すると$G+G_1\geqq 0.05S$となります。

したがって、「今回設置する緑地」（G）と「前回の届出までに設置している緑地」（G_1）を合計した緑地面積が５％以上であれば、それ以上に緑地を造る必要はないことを示しています。

$0.05S-G_1 \leqq 0$のときは$G \geqq 0$の意味
…前回の届出までに設置されている緑地（G_1）が５％以上なので、今回は緑地を造る義務がないこと（$G \geqq 0$）を示しています。

$E/E_0/E_1$の環境施設面積に係る計算式についても、上記の解説を参考にしてください。

＜計算例＞
【特定工場（既存工場）の概要】
名　　称：商工観光金属㈱　西脇工場
設置場所：西脇市比延町□－△（用途地域は、市街化調整区域）
業　　種：非鉄金属製造業　細分類番号2341（γ＝0.65）
操業開始：昭和46年８月７日
敷地面積（S）：１０，０００㎡
生産施設面積(P)：　５，０００㎡
緑地面積（G）：　　１００㎡
環境施設面積(E)：　　３００㎡

○変更内容
届　　出　日：平成29年５月14日
生産施設：１，０００㎡増設
緑　　地：　　２００㎡増設
緑地以外の環境施設：　　３００㎡増設、１００㎡撤去

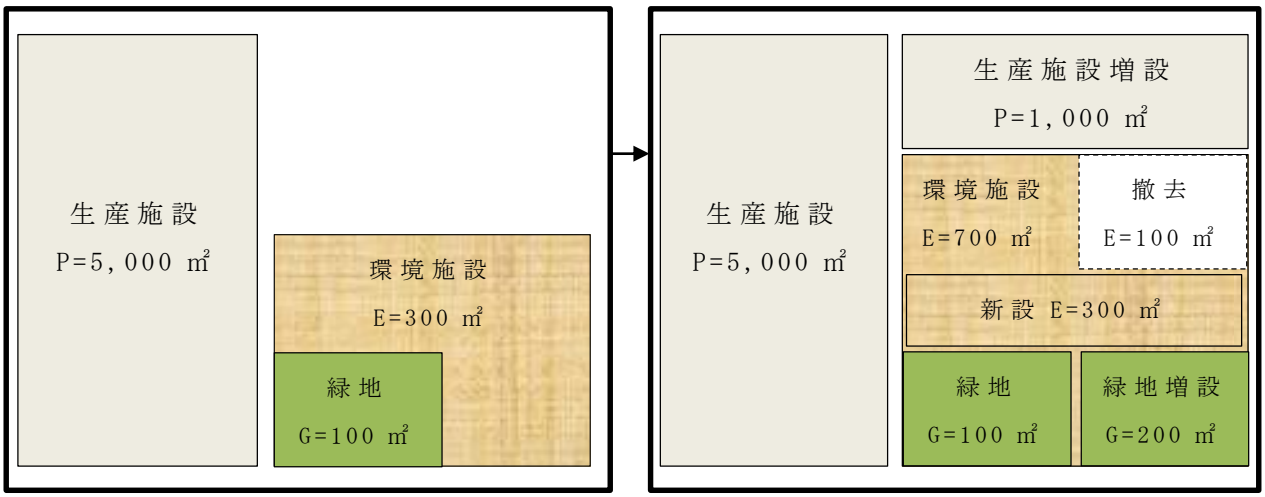

S=10,000㎡　　S=10,000㎡

西脇市工場立地法第４条の２第２項の規定による準則を定める条例
既存工場計算式解説

○変更内容

届　　出　　日：	平成29年５月14日
生　産　施　設：	１，０００㎡増設
緑　　地：	２００㎡増設
緑地以外の環境施設：	３００㎡増設、１００㎡撤去

商工観光金属は市街化調整区域に立地していること、市準則条例の施行後の変更であることから、緑地面積率・環境施設面積率等は国準則ではなく市準則が適用される。このため、緑地の式中の定数「0.2」を「0.1」に、環境施設の式中の定数「0.25」を「0.15」に置き換える必要がある。

○当該生産施設の増設に伴い設置する緑地の面積の検証

設置すべき緑地の面積(G) は次の不等式を満たすことが必要

$G \geqq (P/\gamma)(0.1-(G_0/S)) = 1,000/0.65(0.1-(100/10,000))$

$200 \geqq 138.46$… 準則に適合

200−138＝62㎡は次回G_0へ算入

次回G_0＝100+62＝162

○当該生産施設の増設に伴い設置する環境施設の面積の検証

設置すべき環境施設の面積(E) は次の不等式を満たすことが必要

※環境施設面積は緑地面積を含むことに注意

$E \geqq (P/\gamma)(0.15-(E_0/S)) = 1,000/0.65(0.15-(300-100/10,000))$

$500 \geqq 199.99$… 準則に適合

（緑地＋緑地以外の環境施設）＝200＋300

500−199＝301㎡は次回E_0へ算入

次回E_0＝300−100+301＝501